

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和 3 年 1 月 8 日（金）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

令和3年度第10回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和3年1月8日（金）午後3時00分から午後4時20分

開催場所 菊陽町役場 本館会議室

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議 事

- (1) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (4) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る意見決定について
- (5) 議案第5号 中間管理機構事業（農地利用集積計画）に係る意見決定について
- (6) 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届（市街化区域）について
- (7) 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届（市街化区域）について

2 農業委員

(1) 出席委員（8人）

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1 番 川端 哲男 | 2 番 河北安之助 | 3 番 磯部 一輝 |
| 5 番 本田 和寛 | 6 番 内藤 文紀 | 7 番 宮村 澄孝 |
| 8 番 可村 岸雄 | 9 番 坂本 里美 | |

(2) 欠席委員（1人）

- 4 番 堀川 眞助

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（8人）

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1 番 鍋島 敬一 | 2 番 坂本 哲也 | 3 番 上田 幹雄 |
| 4 番 新川 栄二 | 5 番 大竹 計理 | 6 番 山下 芳廣 |
| 7 番 紫藤 淳 | 8 番 古庄 隆光 | |

(2) 欠席委員（1人）

- 9 番 渡邊 幸伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 鍋島 二郎

事務局員 高橋 大

農地集積専門員 高山 勇

令和３年度第１０回菊陽町農業委員会会議録
議事の経過

—————○—————

開会 午後３時００分

事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。
本日の会議への出席は、農業委員総数９名中８名、推進委員総数９名中８名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第６条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。
それでは、会長に挨拶をお願いします。

会 長 本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。
委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第４条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。
それでは、会長よろしくをお願いします。

議 長 それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第１３条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。
議事録署名人に３番 磯部委員、６番 内藤委員をお願いします。

本日の会議書記に事務局の高橋主事を指名します。
以上で、日程第１を終わります。

つづきまして、日程第２の議事に入ります。

初めに、議案第１号「農地法第３条第１項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局 農地法第３条は、農地の権利移動の制限を規定しています。
不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっていると

ころであります。
それでは、議案の１ページをご覧ください。

議案第１号 番号１を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：原水字小平ノ上４６４４番２

地目：畑 面積：４６５㎡

申請理由については、売買による所有権移転であります。

この議案につきましては、現地調査を１２月２１日（月）に実施しています。
お手元に配布しています「現地調査写真」のＰ１～Ｐ３をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、お手元に配布しております調査書の農地法第３条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

なお、今回は譲受人が社会福祉法人でありますので、別途配布しております農地法三段表と合わせて説明いたします。

今回の検討事項は、第２項第１号、第２号、第４号及び第５号が該当することとなります。

それでは、第１号から該当する項目について説明します。

第１号の全部効率要件については、譲受人が「特別養護老人ホームの経営」を目的とする社会福祉法人「恵正会」が、農作業によるリハビリ効果と遣り甲斐を持たせるための農園とするために農地を取得するものであり、施行令第２条第１項第１号ハに該当するものです。

第２号の農地所有適格法人以外の法人が農地を所有しようとする場合及び第４号の農作業常時従事については、社会福祉法人「恵正会」が入所者のための農園とするために農地を取得するものであり、施行令第２条第２項第５号（第１項第１号ハ）に該当するものです。

最後に第５号の権利取得する者の、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、譲受人は耕作の事業に供すべき農地の面積は５０ａ未満であるが、社会福祉法人であり、施行令第２条第３項第４号に該当するものです。

（下限面積５０ａ）

以上申請地の場所・規模からみて、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

議 長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見を
お願いします。

6 番推進委員

第 1 号議案の番号 1 について、6 番推進委員が説明します。

譲受人は、特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人であり、農地取得の目的は入所者が農作業を行うことにより、遣り甲斐や農作業によるリハビリ効果等を持たせることであります。なお、所有権移転される農地についても、周辺に農地の広がりのあるものではありませんので、他に農業上の支障が出るものではありません。特段問題ないと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

7 番農業委員

農地転用の許可はもちろんのこと、農福連携の観点からも許可が妥当と思います。

会長

他にありませんか？

無いようですので、採決を行います。

第 1 号議案の番号 1 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって議案第 1 号の番号 1 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

農地法第 4 条は権利移動の伴わない自己転用であります。

議案書 2 ページ、議案第 2 号 番号 1 について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：辛川字塚原 5 1 4 番 1

地 目：畑

転用面積：2 2 9 m²

転用目的は、個人（農家）住宅の増築です。

この議案につきましても、先程と同じく、現地調査を 1 2 月 2 1 日（月）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP 4～P 7をご覧ください。

本案件につきましては、平成17年に農家住宅として農地転用を行っているものでありますが、住宅の増築を検討するにあたり、増築する部分が農地であり、増築することができないため、既に転用している部分をお手元の資料のとおり農地へ戻し、同面積を転用するものです。
なお、農地へ戻した部分につきましては、既に「畑」に地目変更を行っております。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。
許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は第1種農地と判断しました。
（10ha以上の広がりのある農地一団の農地）

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は周辺に10ha以上の広がりのある第1種農地であり、原則不許可であります。周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外と判断しております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議 長

議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

2 番推進委員

議案第2号の番号1について、2番推進委員が説明します。
本申請地は、北側・西側は農地であります。自作地であり、西側・南側については宅地であります。自己用住宅を増築することにより、他に影響を与えることはないと思われますので、よろしくご審議をお願いします。

議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。

6 番農業委員 辛川字塚原 5 1 4 番 5 の地目はもともと宅地だったのか？

事務局 もともと宅地だったため、辛川字塚原 5 1 4 番 5 と辛川字塚原 5 1 5 番 3 の宅地と辛川字塚原 5 1 4 番 1 の畑を入れ替える

会長 他にありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第 2 号の番号 1 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、議案第 2 号の番号 1 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局 農地法第 5 条は、権利移動の伴う転用でございます。
議案書 3 ページ、議案第 3 号 番号 1 について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：久保田字下原 2 8 9 5 番 1 外 1 筆

地 目：畑

転用面積：合計 3, 1 7 9 m²

転用目的は、建築条件付き売買予定地です。

権利は、売買による所有権移転です。

この議案につきましても、先程と同じく、現地調査を 1 2 月 2 1 日（月）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」の P 8 ～ P 1 2 をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第 4 条、5 条（赤ラベル）をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は第 2 種農地と判断しました。

(役場から半径 5 0 0 m 以内にある農地)

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「１の資力及び信用」から「１０の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は役場等の公共施設から半径５００ｍ以内にある農地であり、原則許可することができませんが、代替性の検討をすることにより、他の用途では事業の目的を達することができないと認められるときは、例外的に許可することができるものです。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議 長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

４番推進委員

議案第３号の番号１について、４番推進委員が説明します。

本申請地は、事務局から説明がありましたとおり、役場から半径５００ｍ以内にある農地であります。東側と北側の一部に農地が接することになりますので、周辺地権者には十分説明を行うよう申請者をお願いしているものです。よろしくご審議をお願いします。

議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？他にありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第３号の番号１の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員賛成です。

よって、議案第３号の番号１は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第４号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。

町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。菊陽町長より令和2年12月18日付けで、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。それでは、議案書のP4からP5をご覧ください。

今日は、
1の利用権設定が9件、10筆で合計22,610㎡です。

計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであります。
以上で説明をおわります。

議 長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？
－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第4号の1の利用権設定については、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第5号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局 菊陽町長より令和2年12月18日付けで、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画について意見決定を求められています。P6からP7の議案書のとおり譲受人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は4件の9筆で合計面積16,017㎡です。
以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第５号の農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第１号について事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第１号について、議案書の８ページをお願いします。農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出（市街化区域）であります。件数は１件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

議 長 ただいまの報告第１号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第１号を終わります。

次に、報告第２号について事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第２号について、議案書の９ページをお願いします。農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出（市街化区域）であります。件数は４件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

議 長 ただいまの報告第２号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第２号を終わります。

議案審議並びに報告事項は、終了しました。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後 4 時 2 0 分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和 3 年 1 月 8 日

会長

議事録署名人

議事録署名人